

精華町立小中学校

ガラス・

便所床清掃業務仕様書

精 華 町

対象物件

建物名称及び所在地

精北小学校	精華町大字下狛小字河原田4番地
川西小学校	精華町大字北稲八間小字畑ヶ田15番地1
山田荘小学校	精華町桜が丘二丁目2番地1
東光小学校	精華町光台七丁目4番地
精華台小学校	精華町精華台一丁目2番地1
精華中学校	精華町大字南稲八妻小字丸山7番地
精華南中学校	精華町桜が丘二丁目3番地1
精華西中学校	精華町光台九丁目1番地

業務条件

1. 清掃管理業務期間

ガラス清掃(各小中学校)

便所床清掃(各小中学校)

契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

2. 清掃管理業務仕様書

(1) 総則

以下は業務の大要を示すもので、記載のない軽微な事項についても、美観上又は建物管理上必要と認めた作業は、協議の上で実施し、常に施設建物内外を清潔かつ衛生的な環境に維持するため、誠実に清掃管理を行うものとする。

(2) 清掃管理に関する一般事項

ア 清掃作業基準及び面積

別紙「清掃作業内訳表」に基づくものとする。

イ 業務日、勤務時間帯

清掃作業については、各小中学校の夏休み期間中(8月9日から17日の学校業務停止日を除き)に実施するものとする。

清掃作業内訳表に基づき所要の作業員を勤務させ、所定の作業を行うものとする。

作業時間等については、8:30から17:00までを原則とする。

契約後、清掃作業日等の調整を担当者と行った後に、作業計画書を提出すること。

なお、作業予定の変更等が生じた場合は、速やかに変更作業計画書を再提出すること。

ウ 作業計画書

以下の項目を明記した業務計画書を作業開始日までに提出し、監督職員の承諾を得ること。

①業務概要 ②計画工程表 ③現場組織表 ④使用機械、使用材料(洗剤等)

⑤作業方法 ⑥安全管理 ⑦緊急時の体制及び対応

(3) 作業従事者

作業着手5日前までに、作業従事者名簿を作成して提出するものとする。(協力業者も含む)

なお、委託期間中に作業員の変更があった場合には、その都度名簿を再提出するも

のとする。

高所作業車等で作業を行う場合には、運転する作業員が取得している高所作業車運転技能講習修了証又は高所作業車運転特別教育修了証の写しを提出すること。

また、高所作業により墜落制止用器具を使用する作業に従事する者は、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了証の写しを提出すること。

(4) 作業の基本事項

施設の利用形態に十分配慮しながら、清潔な環境に維持していくものとする。

また、作業中は常に火災、盗難、その他事故が発生することのないよう十分注意するものとする。

ア 作業にあたっては、静かに迅速に行い、来校者や職員等の妨げとならないように注意するものとする。清掃用具は使用の都度片付け、通行人等の事故を未然に防ぎ、また、美観を損ねないよう注意するものとする。

イ 業務上知り得たことについては、絶対に他に漏らさないものとする。

ウ 作業員は受託者が定めた規定の服装及び名札を着用し、作業員であることを明確にするものとする。また、常に清潔な服装や身だしなみに心掛けるものとする。

エ 来校者等からの問い合わせには、親切・丁寧な対応を心がけて、相手に対し不快感を与えないようにするものとする。

オ 清掃用具及び材料はすべて作業内容、建築材に適したものを選択するものとする。業務に使用する洗剤等は、無リンのものを使用するものとする。

モップについては糸が脱着式の物を使用し、適時交換して、常に清潔な状態を保つものとする。また、使用後は清潔な状態を維持できるように、洗濯及び乾燥を実施し、必要に応じて滅菌を施すものとする。

カ 清掃の実施にあたっては、必要以外の場所に立ち入り、または、みだりに器具機器、書類等に手をふれる等必要以外の行為はしないものとする。

また、建物・物品等を破損した場合、または建物・物品が破損しているのを発見したり、不審者や不審な物品を発見した場合は、直ちに職員に報告し、その指示に従うこととする。

キ 作業終了時は施錠、消灯を確認し、火災及び盗難の発生を防ぐように心掛けるものとする。

ク 作業が完了した際、各学校ごとに監督職員の立会いのもと、履行確認を行うものとする。不適切な箇所があったときは、その指示に従って是正を行うこと。

なお、監督職員の指示に従わない場合や不適切な行動及び言動があった場合、委託契約書第17条第1項、第2項、第3項に基づき契約を解除する場合がある。その場合の費用は支払わない。

ケ 上記履行確認の際に、安全上問題箇所について、報告すること。

(5) 安全確保等

ア ヘルメットは必ず着用すること。

イ 柄の長い道具（ポール）を用いて、できる限り上部まで清掃するものとする。

ウ 高所で乗り出し作業は、行わないこと。

エ 脚立作業は、踏み面の高さが2mの地点で作業できる範囲のみの清掃とする。

オ 高所作業車による作業が必要な場合は、受託者が手配し、作業すること。

なお、高所作業車等を使用する場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配

置すること。

カ その他、労働安全衛生法関係法令を遵守すること。

(6) 清掃業務の範囲等

ア 家具、什器等（会議机、椅子等軽微な移動が可能なものを除く）の移動は、特記がない限り別途とする。

イ ガラス清掃・サッシ清掃等で必要な足場等の安全設備については、本業務内に含むものとする。

ウ 清掃で必要な設備については、本業務内に含むものとする。

エ 次に掲げる部分の清掃は、特記がない限り別途とする。

(a) ロッカー、机、家具等があり清掃ができない部分

(b) 電気が通電されている部分や運転中の機器が近くにある等、清掃が危険な場所

(c) 倉庫などの内部

オ 資材・機材等の保管について

資材・機材及び衛生消耗品等は、指示場所に整理・保管して、数量等の管理を行うものとする。

カ その他

(a) 業務を完了したときは、作業日報等の完了報告書を提出すること。

(b) 連絡・調整等を十分に行ったうえで、業務を実施すること。

(7) 業務の内容

・ガラス清掃管理

「清掃作業内訳表」に従い、次の要領で実施するものとする。

・ガラス清掃（サッシ清掃も含む）

作業項目	作業内容
ガラス 清掃	ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布して、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。
サッシ 清掃	ガラス面の隅の残った汚水をタオルで拭き取る。 ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。 ブラシ又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 適切洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。 タオルで水拭きを行い、乾拭きして仕上る。
その他	著しい汚れについては、適切洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取り、タオルで水拭きを行い、乾拭きして仕上る。 作業に使用する高所作業車、足場及び脚立等の安全確認を実施し、高所作業時は <u>墜落制止用器具</u> 、ヘルメット等を着用し、安全に作業すること。

・便所床清掃管理

「清掃作業内訳表」に従い、次の要領で実施するものとする。

・便所床清掃

作業内容

【湿式】（タイル等）

- ① 自在ホウキやフローアードアストクロスモップ等で床面の掃き掃除を行う。
- ② 床面に洗剤を塗布し、ポリッシャー洗浄を行う。
- ③ ポリッシャー洗浄では届かない部屋の隅などは、デッキブラシやハンドパッド等を用いて汚れを落とす。
- ④ フロアースクイジー等を使用し、洗浄後の汚水回収をする。
- ⑤ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑥ 排水トラップは、目皿や椀型トラップを取外し、内部をよく洗浄した後、トラップに水を補給する。

【乾式】（ビニルシート等）

- ① 自在ホウキやフローアードアストクロスモップ等で床面の掃き掃除を行う。
- ② 床面に洗剤を塗布し、ポリッシャー洗浄を行う。
- ③ ポリッシャー洗浄では届かない部屋の隅などは、タオル等を用いて拭く。
- ④ ウエットバキューム等を使用し、洗浄後の汚水回収をする。
- ⑤ モップで拭き作業を行い乾燥させる。
- ⑥ 樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらがないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。（樹脂床維持剤仕上3層塗り）

※上記の作業内容は一例とする。各床の形状に適した手法で清掃を行うこと。

(8) その他

その他本書に記載のない事項については、その都度双方にて協議するものとする。

3. 提出書類

①完了書類

本業務が、仕様書に応じた業務実施を証する作業前・作業後の写真を記載すること。